

平成 3 1 年

上尾市議会 3 月定例会議案

概 要

情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 1 2 号	上尾市上平地区複合施設検討委員会条例の制定について……………	1
議案第 1 3 号	上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2
議案第 1 4 号	上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第 1 5 号	手数料及び使用料の額の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について……………	4
議案第 1 6 号	上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議案第 1 7 号	上尾市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議案第 1 8 号	上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議案第 1 9 号	上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 0
議案第 2 0 号	上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 1
議案第 2 1 号	上尾市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 2
議案第 2 2 号	上尾都市計画事業大谷北部第三土地区画整理事業施行規程を廃止する条例の制定について……………	1 3
議案第 2 3 号	上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 4
議案第 2 4 号	上尾市水道事業給水条例及び上尾市下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 7

議案第 25 号	上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格 基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 の一部を改正する条例の制定について……………	18
議案第 26 号	損害賠償の額を定め、和解することについて……………	19
議案第 27 号	専決処分の承認を求めることについて……………	20
議案第 28 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	21
議案第 29 号	市道路線の認定について……………	22
議案第 30 号	市道路線の認定について……………	24

<p>議案第 1 2 号</p> <p>上尾市上平地区複合施設検討委員会条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(行政経営部施設課)</p>	
<p>1 趣旨 (提案理由)</p>	<p>本市における上平地区複合施設の整備に関し、その基本的事項を審議するため、上尾市上平地区複合施設検討委員会を設置するもの</p>
<p>2 内容</p>	<p>1 所掌事務</p> <p>上平地区において建設する新たな複合施設について、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議して、その結果を市長に答申する。</p> <p>(1) 施設の機能に関すること。</p> <p>(2) 施設の基本構想に関すること。</p> <p>(3) その他施設の整備に関すること。</p> <p>2 委員会の構成</p> <p>10人以内</p> <p>(1) 市議会の議員 4人以内</p> <p>(2) 識見を有する者 4人以内</p> <p>(3) 広く市政に関し知識又は経験を有する市民 2人以内</p> <p>※ 委員長 1人、副委員長 1人を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>3 報酬金額</p> <p>(1) 委員長 日額 16,000円</p> <p>(2) 委員 日額 15,000円</p>
<p>3 施行期日</p>	<p>平成 31 年 4 月 1 日</p>

<p>議案第 1 3 号</p> <p>上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(総務部職員課)</p>	
<p>1 趣旨 (提案理由)</p>	<p>国家公務員における制度改正に準じて、時間外勤務を命ずることができる上限を定めることができるようにするなど所要の改正を行うもの</p>
<p>2 内容</p>	<p>正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を、人事院規則に準じて市規則で定めることができるようにする。</p> <p>〈参考〉 人事院規則において定める内容</p> <p>1 時間外勤務を命ずることができる上限時間について</p> <p>(1) 原則 1 か月において 4 5 時間、1 年において 3 6 0 時間以内とする。</p> <p>(2) 他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員の上限時間は、① 1 か月において 1 0 0 時間未満、② 2 ～ 6 か月平均で 8 0 時間、③ 1 年において 7 2 0 時間、④ 1 年において 4 5 時間を超えて時間外勤務を命ずることができる月数は 6 か月以内とする。</p> <p>2 上限時間の特例について</p> <p>大規模な災害への対応などの重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務については、1 の上限時間を超えて時間外勤務を命ずることができるものとする。</p> <p>3 時間外勤務の縮減に向けた取組について</p> <p>1 の上限時間を超えた場合には、健康確保に最大限配慮するとともに、要因の整理、分析及び検証を行い、時間外勤務の縮減に向けた対策を行う。</p>
<p>3 施行期日</p>	<p>平成 3 1 年 4 月 1 日</p>

<p>議案第 1 4 号</p> <p>上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (農業委員会事務局)</p>	
<p>1 趣旨 (提案理由)</p>	<p>農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に対し、農地等の利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じた報酬を追加するもの</p>
<p>2 内容</p>	<p>農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に対して支給する月額報酬のほかに、国が実施する農地利用最適化交付金事業に基づき農地等の利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じた報酬を支給する。</p> <p>【新たに追加する報酬】</p> <p>1 活動実績</p> <p>担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農地中間管理機構との連携、新規参入の促進等に関する活動の実績に対し、農地利用最適化交付金事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき算定した月額に12月を乗じて得た額を支給</p> <p>※ 平成31年度の月額については、実績に応じて月額5,000円、6,000円又は7,000円に算定される。</p> <p>2 成果実績</p> <p>担い手への農地集積及び遊休農地の発生防止・解消に関する成果の実績に対し、月額1万4,000円に12月を乗じて得た額に、要綱を基準として算定される割合を乗じて得た額を支給</p>
<p>3 施行期日</p>	<p>平成31年4月3日</p>

議案第 15 号

手数料及び使用料の額の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例
の制定について (行政経営部行政経営課)

<p>1 趣旨 (提案理由)</p>	<p>行政サービスの提供や公共施設等の維持管理に要する費用を算出し、受益者負担割合も勘案した上で、手数料及び使用料の額を改めるもの</p>																
<p>2 内容</p>	<p>1 手数料及び使用料の適正化とは、原価に受益者負担割合を乗じて得た額を原則とした上で、必要に応じ他市との均衡を図るなど所要の調整を行うもの</p> <p>(1) 手数料の原価 事業にかかる 1 年間の経費を 1 年間の処理件数で除して得たもの</p> <p>(2) 使用料の原価 公共施設等の維持管理運営にかかる 1 年間の経費等を延べ床面積及び 1 年間の貸出可能時間で除し、当該部屋等の面積及び貸出時間を乗じて得たもの</p> <p>2 上記 1 の適正化の趣旨に則り、本条例において関係条例 (16 条例) の改正を行う。</p> <p>(1) 本条例で改正する金額の項目数 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="544 1406 1329 1662"> <thead> <tr> <th></th> <th>増額</th> <th>減額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手数料</td> <td>27</td> <td>0</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>245</td> <td>232</td> <td>477</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>272</td> <td>232</td> <td>504</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 関係条例の内訳 () 内は一例</p> <p>① 手数料関係 3 条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上尾市税条例<第 1 条関係> (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識をき損したときなどの弁償金 150 円→200 円) 		増額	減額	合計	手数料	27	0	27	使用料	245	232	477	合計	272	232	504
	増額	減額	合計														
手数料	27	0	27														
使用料	245	232	477														
合計	272	232	504														

- ・上尾市下水道条例＜第4条関係＞
（責任技術者の登録2,000円→3,000円）
- ・上尾市手数料徴収条例＜第10条関係＞
（住民票の写しの交付150円→200円、
印鑑に関する証明書の交付150円→200円）

② 使用料関係 13 条例

- ・行政財産の使用料に関する条例＜第2条関係＞
（土地又は建物の一部に自動販売機を設置させる場合の
月額使用料1,000円→1,500円）
- ・上尾市都市公園条例＜第3条関係＞
（上平公園野球場会議室午前1,000円→700円、
上平公園庭球場会議室0円→200円）
- ・上尾市コミュニティセンター条例＜第5条関係＞
（ホール平日午後12,000円→7,000円、
第一集会室午前600円→850円、
第一集会室夜間1,300円→1,100円）
- ・上尾市立公民館条例＜第6条関係＞
（上平公民館会議室夜間600円→350円、
原市公民館講座室1午前400円→600円）
- ・上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する条例
＜第7条関係＞
（集会室1午前200円→250円、
集会室1夜間400円→350円）
- ・上尾市自然学習館条例＜第8条関係＞
（工作実験室午前0円→650円、
多目的室1午前0円→450円）
- ・上尾市民農園条例＜第9条関係＞
（区分を廃止し、1㎡当たり年額400円に統一）
- ・上尾市バーベキュー場条例＜第11条関係＞
（かまど0円→550円、

	<p>バンガロー 0 円 → 5 5 0 円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イコス上尾条例<第 1 2 条関係> (ホール平日午後 1 3, 0 0 0 円 → 5, 6 0 0 円、 研修室午前 1, 2 0 0 円 → 9 0 0 円) ・上尾市文化センター条例<第 1 3 条関係> (大ホール平日午前 1 2, 0 0 0 円 → 1 7, 2 0 0 円、 小ホール平日午後 6, 0 0 0 円 → 3, 9 0 0 円、 1 0 1 多目的室午前 2, 5 0 0 円 → 3, 0 0 0 円、 3 0 3 集会室午前 1, 0 0 0 円 → 6 5 0 円) ・上尾市斎場条例<第 1 4 条関係> (火葬炉<15 歳以上の遺体> 0 円 → 7, 0 0 0 円、 第 2 式場午後 4 時から午後 9 時まで 3 0, 0 0 0 円 → 2 4, 8 0 0 円、 第 3 式場午後 4 時から午後 9 時まで 4 2, 0 0 0 円 → 4 2, 6 0 0 円) ・上尾市平方スポーツ広場条例<第 1 5 条関係> (野球場・多目的広場<一般・学生> 午前 1 1, 0 0 0 円 → 1, 5 0 0 円) ・上尾市平方野球場条例<第 1 6 条関係> (野球場<一般・学生> 午前 1 1, 0 0 0 円 → 1, 5 0 0 円)
3 施行期日	一部の改正規定を除き、平成 3 2 年 4 月 1 日

<p>議案第 16 号</p> <p>上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について (教育総務部教育総務課)</p>	
<p>1 趣旨 (提案理由)</p>	<p>教育委員会教育長の職務に専念する義務を免除する場合に関し条例の規定を整備するもの</p>
<p>2 内容</p>	<p>1 題名に勤務時間、休日及び休暇に関する内容を盛り込んだ改正をする。</p> <p>【改正前】</p> <p>「上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」</p> <p>【改正後】</p> <p>「上尾市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例」</p> <p>2 新たに第 2 条として教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する規定を加える（既存の第 2 条は第 3 条に繰り下げる。）。</p> <p>【改正後】</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第 2 条 教育長の勤務時間、休日及び休暇については、上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年上尾市条例第 15 号）の適用を受ける職員の例による。</p> <p>2 前項の場合において、任命権者の権限は、上尾市教育委員会（次条において「教育委員会」という。）が行うものとする。</p>
<p>3 施行期日</p>	<p>平成 31 年 4 月 1 日</p>

<p>議案第 17 号</p> <p>上尾市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(教育総務部生涯学習課)</p>	
<p>1 趣旨 (提案理由)</p>	<p>文化財保護法の一部改正に伴う規定の整理等をするもの</p>
<p>2 内容</p>	<p>文化財保護法の改正に伴い、文化財保護審議会に関する規定を改正するほか、文言の整理を行う。</p> <p>条例第 24 条の改正部分</p> <p>【改正前】</p> <p>「<u>法第 190 条</u>の規定に基づき、教育委員会に上尾市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。」</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】</p> <p>「<u>法第 190 条第 1 項</u>の規定に基づき、教育委員会に上尾市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。」</p> <p>条例第 27 条第 1 項の改正部分</p> <p>【改正前】</p> <p>「<u>文化財に関し専門的学識を有する者のうちから</u>、教育委員会が委嘱する。」</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】</p> <p>「<u>法第 190 条第 1 項に規定する者のうちから</u>、教育委員会が委嘱する。」</p>
<p>3 施行期日</p>	<p>平成 31 年 4 月 1 日</p>

<p>議案第18号</p> <p>上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (健康福祉部福祉総務課)</p>	
<p>1 趣旨 (提案理由)</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率を引き下げるとともに、保証人等に係る規定を整備するもの</p>
<p>2 内容</p>	<p>【災害弔慰金関係】</p> <p>災害弔慰金支給順位の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の兄弟姉妹が支給を受けるための要件の整備 <p>【災害援護資金関係】</p> <p>1 貸付利率の引下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年3パーセント ⇒ 年1.5パーセント以内 (東日本大震災時の特例と同率) <p>2 貸付に係る保証人等の取扱いの変更</p> <p>《変更前》保証人を立てることは<u>義務</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>《変更後》保証人を立てることは<u>任意</u></p> <p style="padding-left: 40px;">保証人を立てた場合は貸付利率を零とする</p> <p>3 償還方法の拡充</p> <p>《変更前》年賦又は半年賦</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>《変更後》年賦、半年賦 <u>又は月賦</u></p>
<p>3 施行期日</p>	<p>平成31年4月1日</p>

議案第19号

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子ども未来部青少年課)

1 趣旨 (提案理由)	厚生労働省令の改正に伴い、放課後児童支援員に必要な資格基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めるもの
2 内容	<p>専門職大学の制度化に伴い、放課後児童支援員に必要な資格基準に専門職大学に係るものを追加する。</p> <p>条例第10条第3項第5号の改正部分</p> <p>専門職大学の前期課程を修了した者が放課後児童支援員となるために必要な資格基準を「短期大学を卒業した者」と相当とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p style="text-align: center;">専門職大学・専門職短期大学の制度化について</p><p style="text-align: center;">制度設計</p><p>【教育内容】</p><ul style="list-style-type: none">・「実践力」と「創造力」を育む教育課程・産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施・実習等の強化(卒業単位の概ね1/3以上、長期の企業内実習等)<p>【教員】</p><ul style="list-style-type: none">・実務家教員を積極的に任用(必要専任教員数の4割以上) ※専任実務家教員の必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員<p>【学生受入】</p><ul style="list-style-type: none">・社会人、専門高校卒業生など多様な学生の受入れ ※社会人も学びやすい柔軟な履修形態 ※短期の学修成果の積み上げによる学位取得等も促進<p>【修業年限】</p><ul style="list-style-type: none">・4年(大学相当)、2年又は3年(短期大学相当) ※4年制の課程については、前期・後期の区分制の導入も可<p>【学位】</p><ul style="list-style-type: none">・4年制修了者には、「学士(専門職)」を授与・2・3年制修了者、4年制前期修了者には、「短期大学士(専門職)」を授与<p>【学部等設置】</p><ul style="list-style-type: none">・大学・短期大学における「専門職学部・学科」も制度化</div>
3 施行期日	平成31年4月1日

<p>議案第 20 号</p> <p>上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定 について (環境経済部西貝塚環境センター)</p>	
<p>1 趣旨 (提案理由)</p>	<p>環境省令の改正に伴い、一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者に必要な資格基準を当該環境省令で定める基準と同様のものに改めるもの</p>
<p>2 内容</p>	<p>専門職大学の制度化に伴い、技術管理者に必要な資格基準に専門職大学に係るものを追加する。</p> <p>条例第 31 条の改正部分</p> <p>専門職大学の前期課程を修了した者が技術管理者となるために必要な資格基準を「短期大学を卒業した者」と相当とする。</p>
<p>3 施行期日</p>	<p>平成 31 年 4 月 1 日</p>

<p>議案第 2 1 号</p> <p>上尾市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について (環境経済部農政課)</p>	
1 趣旨 (提案理由)	土地改良法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>1 引用条項が変更になったことによる規定の整理をする。</p> <p>条例第 1 条の改正部分</p> <p>【改正前】 「第 3 6 条第 1 項及び第 4 項から第 7 項まで」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】 「第 3 6 条第 1 項及び第 5 項から第 8 項まで」</p> <p>条例第 4 条の改正部分</p> <p>【改正前】 「第 8 8 条第 1 項の規定による応急工事計画」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】 「第 8 7 条の 5 第 1 項の規定による応急工事計画」</p> <p>2 簡易な手続で土地改良事業が施行可能となる事業の範囲が拡充されたことに伴い、規定の整備をする。</p> <p>【改正前】 応急工事計画に基づく災害復旧事業</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】 応急工事計画に基づく災害又は突発事故被害の復旧事業 緊急耐震工事計画に基づく農業用排水施設の耐震化事業</p>
3 施行期日	平成 3 1 年 4 月 1 日

<p>議案第 2 2 号</p> <p>上尾都市計画事業大谷北部第三土地区画整理事業施行規程を廃止する条例 の制定について (都市整備部市街地整備課)</p>	
<p>1 趣旨 (提案理由)</p>	<p>上尾都市計画事業大谷北部第三土地区画整理事業が完了したことに伴い、当該事業の施行規程を廃止するもの</p>
<p>2 内容</p>	<p>【廃止の内容】</p> <p>昭和 5 7 年 6 月 1 日付け埼玉県告示第 2 3 0 号で認可された上尾都市計画事業大谷北部第三土地区画整理事業が平成 3 1 年 1 月 2 9 日をもって完了したので、当該事業の実施に伴い整備した上尾都市計画事業大谷北部第三土地区画整理事業施行規程を廃止する。</p> <p>【附則における上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の改正】</p> <p>上尾都市計画事業大谷北部第三土地区画整理審議会委員及び土地区画整理評価員について定めた部分を削る。</p>
<p>3 施行期日</p>	<p>公布の日</p>

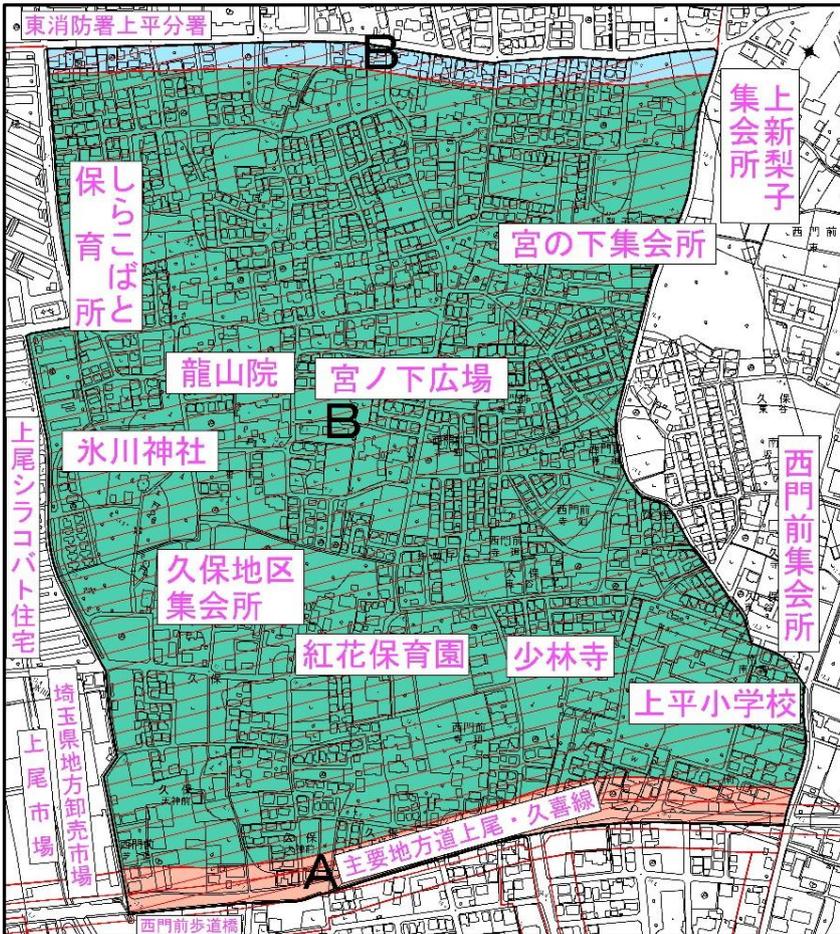
議案第 2 3 号

上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(都市整備部建築安全課)

1 趣旨 (提案理由)	上尾都市計画地区計画を変更することに伴い、建築物の用途等について制限することのできる地区計画の区域を追加するもの
2 内容	上平第二地区地区計画及び弁財地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（別図 1 及び別図 2 参照）において、建築物に関し次に掲げる制限を定める。 <ol style="list-style-type: none">1 建築物の用途の制限2 建築物の敷地面積の最低限度3 壁面の位置の制限4 建築物の最高の高さ
3 施行期日	上尾都市計画地区計画を変更する都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定による告示があった日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

別図 1

上平第二地区地区整備計画区域



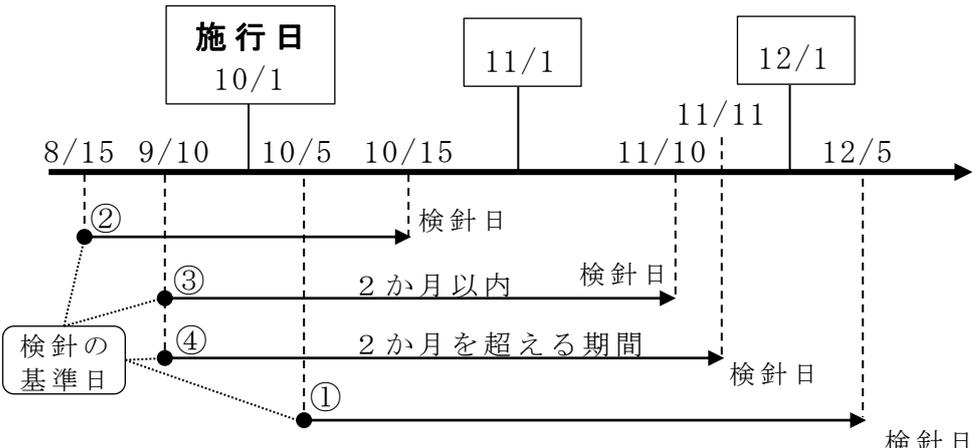
【凡例】

地域・地区		建築物の 最高限度
第二種住居地域 (200/60)	A	—
第二種低層住居専用地域 (100/60)	B	10m
第一種低層住居専用地域 (100/60)	B	10m
準防火地域		
計画区域		

制限内容	対 象 区 域	
	A 地区 (第二種住居地域)	B 地区 (第一種、第二種 低層住居専用地域)
用途地域の制限に加え建築できない建築物	ホテル、旅館、遊戯施設、焼却施設を設置する店舗、葬祭場、遺体を保管する施設等	—
最低敷地面積 (敷地分割制限)	120 m ²	
壁面位置の制限	建築物の外壁等の面から道路及び敷地の境界線までの距離は、50 cm 以上でなければならない。	

議案第24号

上尾市水道事業給水条例及び上尾市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(上下水道部業務課)

<p>1 趣旨 (提案理由)</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、水道料金、下水道使用料等に新たな消費税相当分を転嫁するもの</p>
<p>2 内容</p>	<p>料金（水道料金及び下水道使用料を総称して料金という。以下同じ。）は、附則及び経過措置により消費税率及び地方消費税率が次のとおり場合分けされる。</p> <p>【消費税10%が適用される場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検針の基準日が施行日以後になるとき・・・① <p>【消費税8%が適用される場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行日前から継続して使用し、施行日前の検針の基準日から次の検針日が施行日の属する月の末日までのとき・・・② ・ 施行日前から継続して使用し、施行日前の検針の基準日から次の検針日が施行日の属する月の翌月で2か月以内であるとき・・・③ <p>【消費税8%(料金の2/3)、消費税10%(料金の1/3)の両方が適用される場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行日前から継続して使用し、施行日前の検針の基準日から次の検針日が施行日の属する月の翌月で2か月を超えるとき・・・④  <p>※ 検針の基準日とは、前回の検針日又は開始日をいう。</p>
<p>3 施行期日</p>	<p>平成31年10月1日</p>

議案第 25 号

上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(上下水道部経営総務課)

1 趣旨 (提案理由)	厚生労働省令等の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者に必要な資格基準を当該厚生労働省令等で定める基準と同様のものに改めるもの								
2 内容	<p>1 専門職大学の制度化に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者に必要な資格基準に専門職大学に係るものを追加する。</p> <p>条例第 3 条第 3 号の改正部分</p> <p>専門職大学の前期課程を修了した者が布設工事監督者となるために必要な資格基準を「短期大学を卒業した者」と相当とする。</p> <p>条例第 4 条の改正部分</p> <p>専門職大学の前期課程を修了した者が水道技術管理者となるために必要な資格基準を「短期大学を卒業した者」と相当とする。</p> <p>2 技術士試験の選択科目の見直しに伴う規定の整理をする。</p> <ul style="list-style-type: none">・上下水道部門の選択科目 <table border="1" data-bbox="488 1592 1417 1850"><thead><tr><th data-bbox="488 1592 906 1659">見直し前</th><th data-bbox="995 1592 1417 1659">見直し後</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="488 1659 906 1727">上水道及び工業用水道</td><td data-bbox="995 1659 1417 1727">上水道及び工業用水道</td></tr><tr><td data-bbox="488 1727 906 1783">下水道</td><td data-bbox="995 1727 1417 1783">下水道</td></tr><tr><td data-bbox="488 1783 906 1850">水道環境</td><td></td></tr></tbody></table>	見直し前	見直し後	上水道及び工業用水道	上水道及び工業用水道	下水道	下水道	水道環境	
見直し前	見直し後								
上水道及び工業用水道	上水道及び工業用水道								
下水道	下水道								
水道環境									
3 施行期日	平成 31 年 4 月 1 日								

議案第 26 号

損害賠償の額を定め、和解することについて

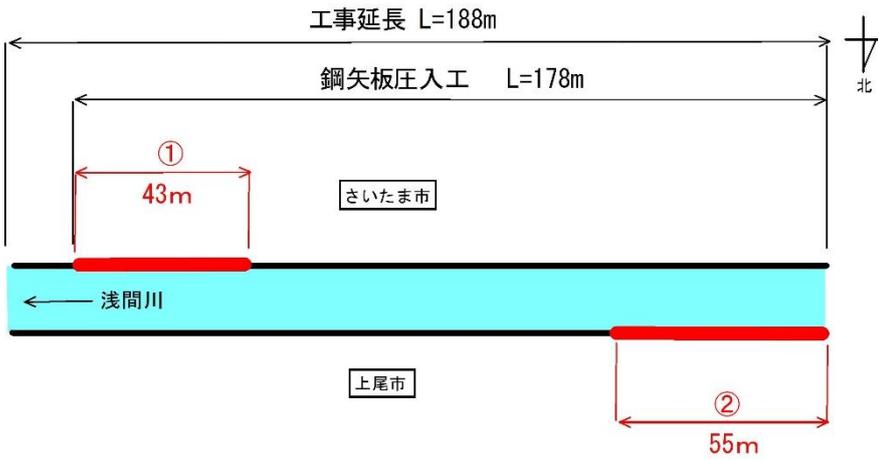
(教育総務部図書館)

1 趣旨 (提案理由)	(仮) 新図書館複合施設建設工事 (給排水衛生設備工事) に関する工事請負契約を解除したことにより相手方に及ぼした損害の賠償額を定め、和解するもの
2 内容	<p>1 相手方</p> <p>所在地 上尾市上平中央二丁目 36 番地 2 名 称 株式会社大川工業所</p> <p>2 和解の要旨</p> <p>上記相手方と平成 29 年 8 月 7 日に締結した (仮) 新図書館複合施設建設工事 (給排水衛生設備工事) に関する工事請負契約を解除したことに関し、その損害賠償金として、相手方に対し 197 万 5,486 円を支払う。</p> <p>3 損害賠償金の内訳</p> <p>(1) 契約の締結日 (平成 29 年 8 月 7 日) から工事の一時中止日 (平成 29 年 11 月 6 日) までの法人経費 (一般管理費) 140 万 8,986 円</p> <p>(2) 保険料、印紙代等の費用 44 万 938 円</p> <p>(3) 備品代等の費用 2 万 7,312 円</p> <p>(4) 給水工事の申請に要する費用 9 万 8,250 円</p> <p>(5) (1)から(4)までの合計 197 万 5,486 円</p>

議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

(都市整備部河川課)

<p>1 趣旨 (提案理由)</p>	<p>準用河川浅間川護岸工事における工法を変更したことに伴い、緊急に当該工事に関する工事請負契約の一部を変更する契約を締結する必要性が生じ、平成31年1月8日専決処分したので、その承認を求めるもの</p>
<p>2 内容</p>	<p>1 変更前の契約金額 216,540,000円</p> <p>2 変更後の契約金額 239,077,440円</p> <p>3 今回変更による増額 22,537,440円</p> <p>4 工事の変更の概要</p> <p>鋼矢板圧入工に係る施工延長356m(兩岸)のうち、鋼矢板98m(①+②)の全てを継矢板に変更</p>  <p>5 専決処分した理由</p> <p>年度内完成を目指した工程を考慮すると、臨時会や3月定例会での議決を待つ時間的余裕がなかったため専決処分したもの</p>

議案第 28 号

公の施設の指定管理者の指定について

(都市整備部みどり公園課)

1 趣旨 (提案理由)	戸崎公園の管理に関し指定管理者を指定するもの
2 内容	<p>1 指定管理者の候補者</p> <p>上尾ウェルネススポーツパーク J V</p> <ul style="list-style-type: none">・代表団体 東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 1 号 シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石 崎 克 己・構成団体 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 1 3 番 9 号 株式会社協栄 代表取締役 山 田 賢 治 <p>※市内の他の公共施設での実績</p> <p>上尾市健康プラザわくわくランド H24. 4. 1～H34. 3. 31(予定)(1 期 5 年間の 2 期目) (シンコースポーツ・協栄共同事業体として)</p> <p>2 指定期間</p> <p>平成 3 1 年 6 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで (戸崎公園パークゴルフ場の利用開始予定日から約 3 年間)</p> <p>※他の都市公園の指定管理の状況</p> <p>指 定 期 間 : H28. 4. 1～H33. 3. 31 (5 年間) 指 定 管 理 者 : 公益財団法人上尾市地域振興公社</p> <p>3 指定管理料</p> <p>8, 100 万円【H32 及び H33 は債務負担行為】 (H31 : 2, 350 万円、H32 及び H33 : 5, 750 万円)</p>

議案第29号

市道路線の認定について

(都市整備部道路課)

1 趣旨
(提案理由)

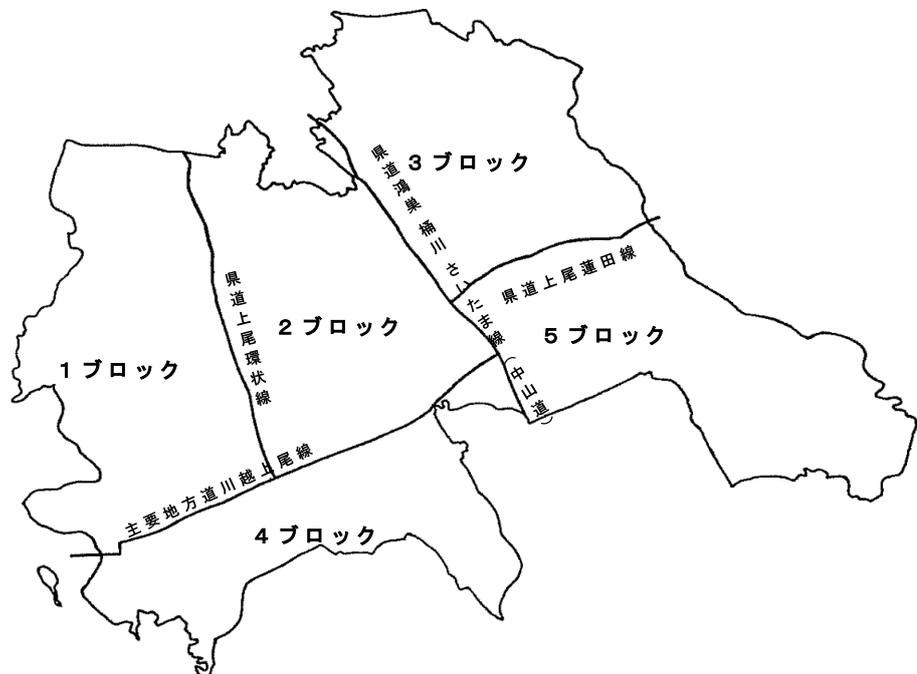
都市計画道路西宮下中妻線の整備に伴い、市道路線として認定するもの

2 内容

都市計画道路西宮下中妻線の整備に伴い、次の路線を市道路線として認定する。

区分	路線名	路線数	延長 (m)
2ブロック	21769号線	1	86.72

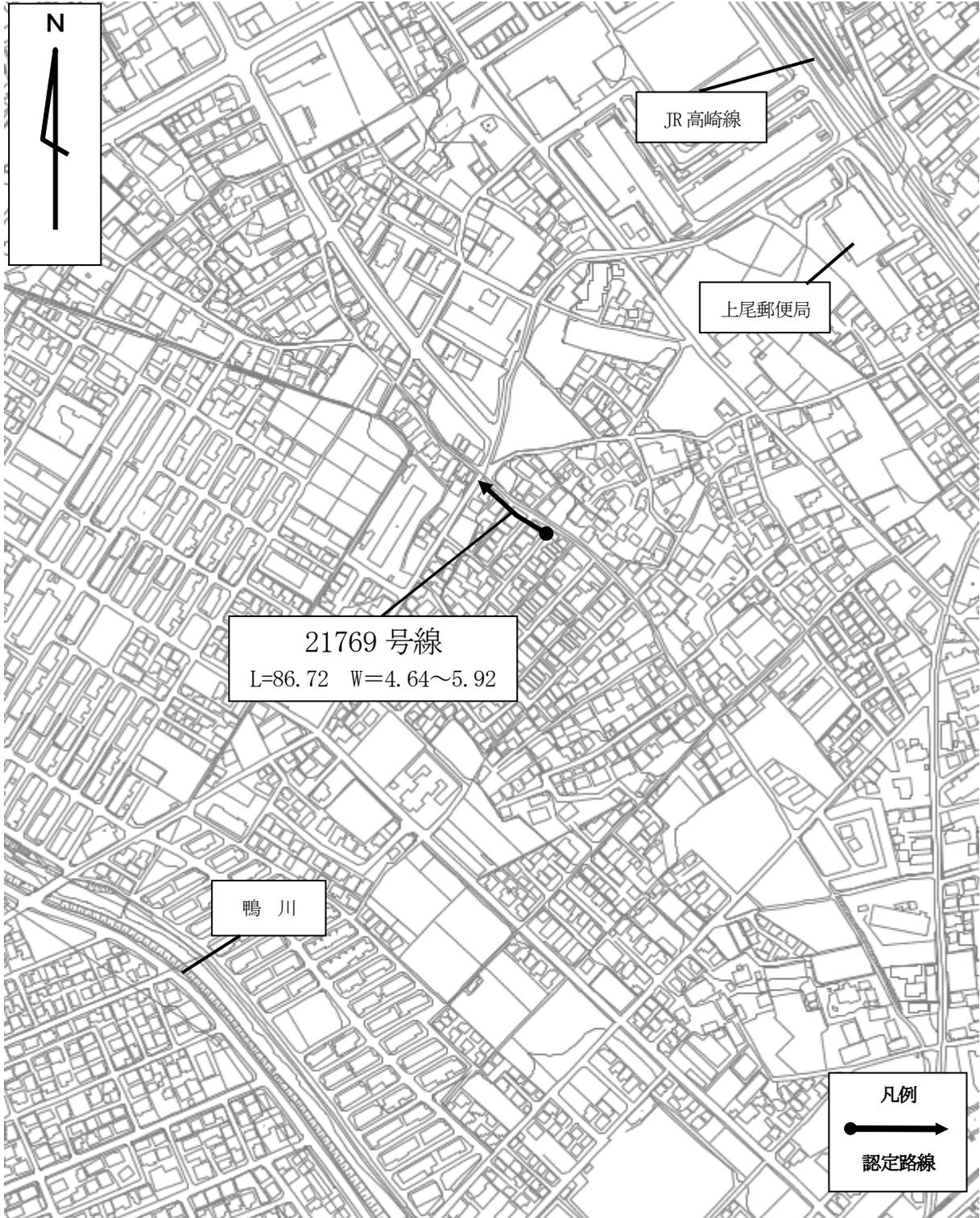
市道路線ブロック区分図



認定路線図（位置図）

1 : 5,000

2ブロック



議案第30号

市道路線の認定について

(都市整備部道路課)

1 趣旨
(提案理由)

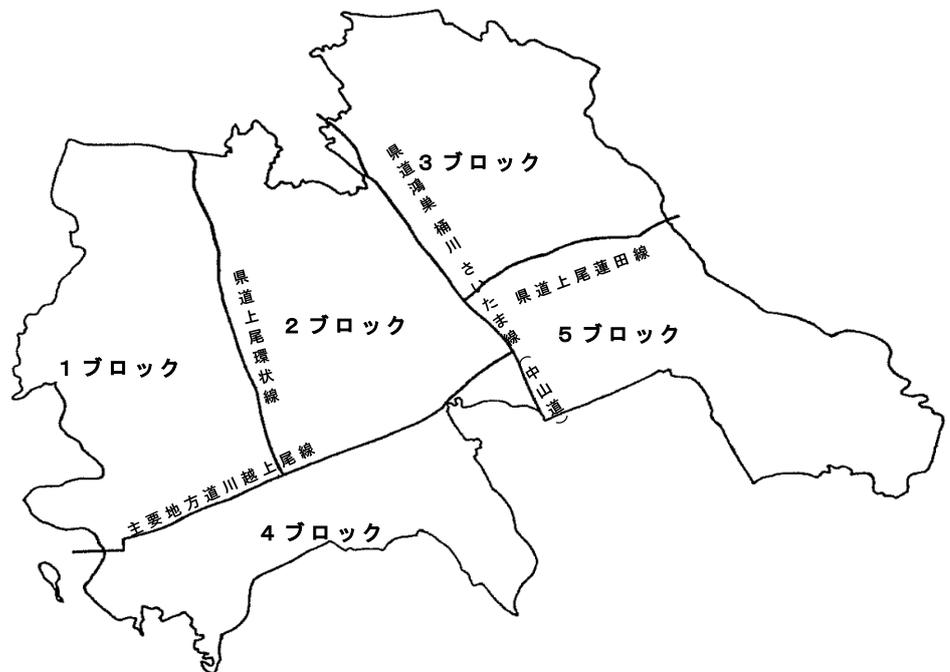
都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定するもの

2 内容

都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定する。

区分	路線名	路線数	延長 (m)
2ブロック	21770号線	1	55.62
4ブロック	40545号線	1	71.70
5ブロック	51137号線	1	136.72
計		3	264.04

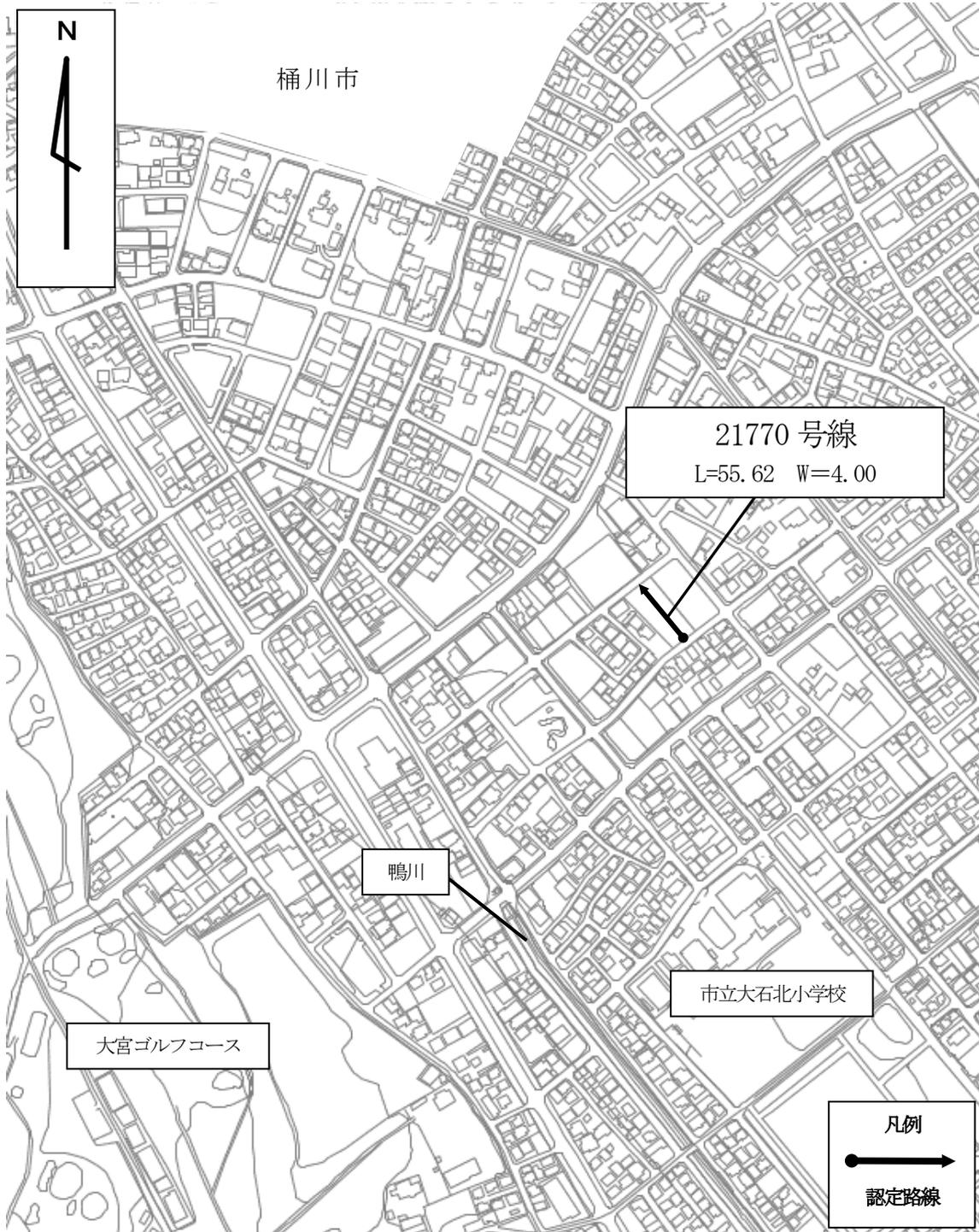
市道路線ブロック区分図



認定路線図 (位置図)

1 : 5,000

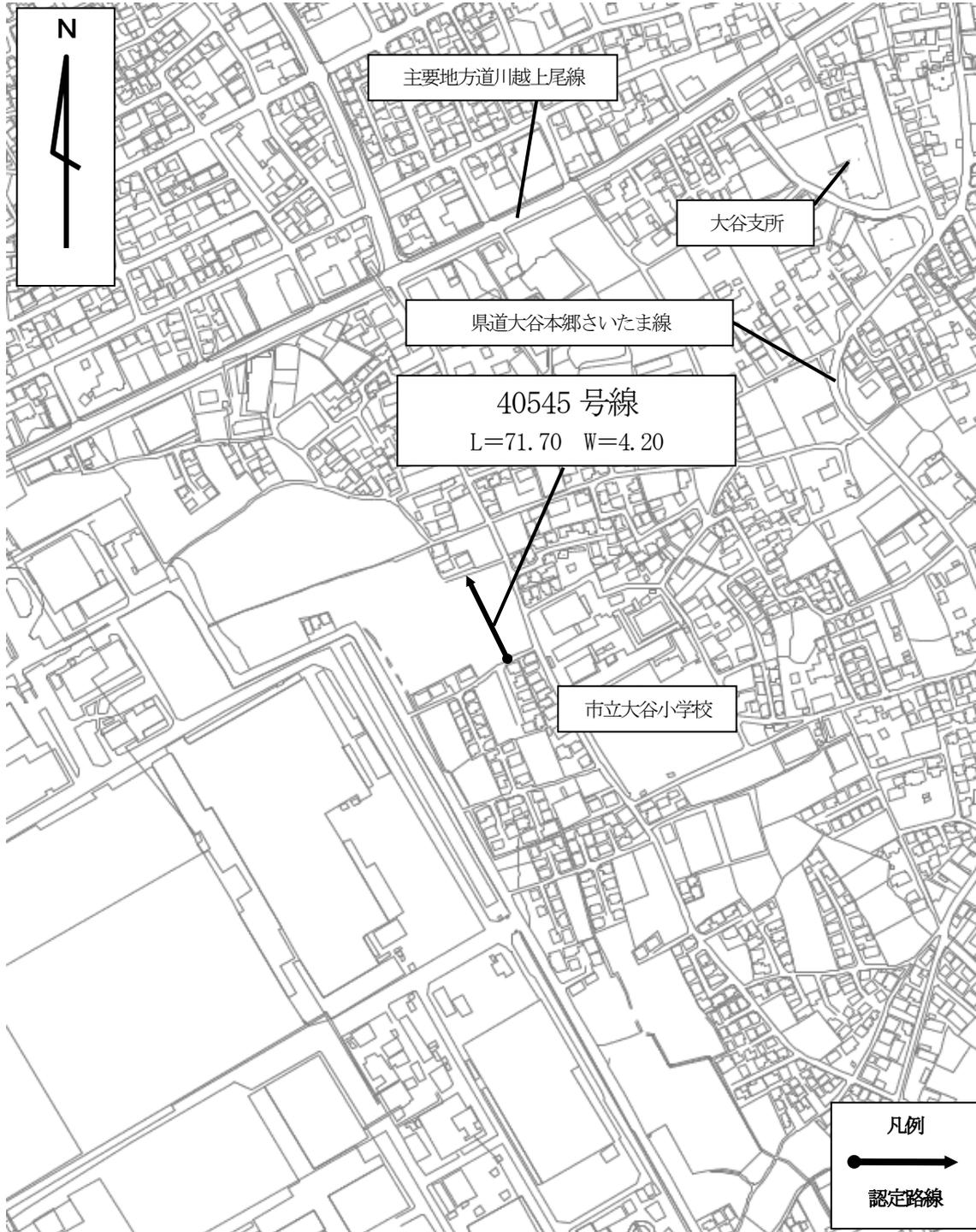
2ブロック



認定路線図 (位置図)

1 : 5,000

4ブロック



認定路線図 (位置図)

1 : 5,000

5ブロック



